

220トランスフォームキットのご案内

220トランスフォームキットは、AIBO ERS-220のヘッド／テール／レッグユニットのパッケージです。

AIBO ERS-210をお持ちのお客様は、ERS-210のコアユニットに本キットのヘッド／テール／レッグユニットを取り付けることにより、ERS-220としてお使いになります。

取り付けの前には、ERS-210のコアユニットに内蔵されているOPEN-Rソフトウェアをバージョンアップする必要があります。

このご案内には、再生紙を使用しています。



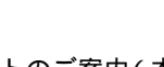
1 付属品を確認する

はじめに、付属品がすべて揃っているかどうかお確かめください。

ヘッドユニット



テールユニット



レッグユニット(×4)



リリースピン



OPEN-R 1.1.2バージョンアップ“メモリースティック”



印刷物一式

- 220トランスフォームキットのご案内(本書)
- AIBO ERS-220取扱説明書
- OPEN-R 1.1.2バージョンアップ“メモリースティック”取扱説明書
- AIBOカルテ(AIBOサービス・サポートのご案内)
- 保証書/ユーザー登録ハガキ
- OPEN-R Ver.1.1.2シール

2 コアユニットをバージョンアップする

AIBO ERS-210をお持ちのお客様は、ERS-210のコアユニット内のOPEN-Rソ

フトウェアをバージョンアップした後、本キットのユニットを取り付けてくださ

い。

バージョンアップは、付属の「OPEN-R 1.1.2バージョンアップ“メモリースティック”」を使用して行います。バージョンアップの方法については、付属の「OPEN-R 1.1.2バージョンアップ“メモリースティック”取扱説明書」をご覧ください。

ご注意

バージョンアップせずにERS-220のユニットと取り付けると、AIBO ERS-220として正常に動作しない場合があります。

3 組み立てる

バージョンアップ済みのコアユニットに、本キットの各ユニットを取り付けて、

AIBO ERS-220を組み立てます。

組み立てについては、付属の「AIBO ERS-220取扱説明書」をご覧ください。

ご注意

組み立て時には、「AIBO ERS-220取扱説明書」に記載されている注意事項を守ってください。

組み立てたAIBO ERS-220の操作については

組み立てたAIBO ERS-220の取り扱い(各部名称、各種設定、“メモリースティック”的取り付けかた、使用上の注意事項など)については、付属の「AIBO ERS-220取扱説明書」をご覧ください。

ERS-210に戻すには

コアユニットをバージョンアップしても、ERS-210の頭／しっぽ／脚ユニットを取り付ければ、ERS-210として動作します。ERS-210用のAIBO-wareもこれまでどおり使用することができます。

本製品をご使用になるお客様へ

同梱のAIBO用メモリースティックを開封される前に必ずお読みください。

このたびは、弊社製AIBO用製品をお求めいただき、ありがとうございます。本製品中に同梱されておりますソフトウェアをご使用いただく前に、下記ソフトウェア使用許諾契約書をあらかじめお読みください。本製品中に同梱されており、AIBO用メモリースティックのお客様による開封をもって、下記ソフトウェア使用許諾契約書にご同意いただいたものとします。尚、下記ソフトウェア使用許諾契約書の条項にご同意いただけない場合、本製品に付属する取扱説明書に記載する連絡先にご連絡頂いた上で、未開封のAIBO用メモリースティックを含む、本製品の同梱物の全てと、本製品をお求め頂いた際の領収書を、お客様の費用負担にて、直ちに弊社よりご案内致します宛先にお送り下さい。本製品をお求めの際にお客様によりお支払い頂いた金額を払い戻し致します。

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様(以下「使用者」とします)と弊社(以下「ソニー」とします)との間での本ソフトウェアの使用権の許諾に関して定めるものです。

第1条(総則)

- ソニーは、本ソフトウェアの非独占的かつ譲渡不能な使用権を使用者に許諾します。
- 前項に定める許諾には、使用権の再許諾権は含まれません。

第2条(使用権)

- 前条に述べる本ソフトウェアの使用権とは、同梱のAIBO用メモリースティックにおいて、使用者が本ソフトウェアを私的に使用する権利をいいいます。
- 本ソフトウェアを情報通信ネットワーク(LAN等を含む)を介して他のコンピュータへ配信する行為は、本契約により許諾される使用権の対象外とさせていただきます。

第3条(禁止事項)

- 使用者は、本ソフトウェアおよび本製品に同梱されている本ソフトウェアの関連書類(以下「関連書類」とします)の全部または一部の複製、複写、および修正、追加等の変更を行ってはならないものとします。

- 使用者は本ソフトウェアに関し、リバース・エンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。
- 使用者は、本契約に基づいて使用者に許諾された権利の第三者への譲渡・転売や、本ソフトウェアの第三者への貸与を行ってはならないものとします。

第4条(本ソフトウェアの権利)

本ソフトウェアおよび関連書類に関する著作権等一切の権利は、ソニーまたはソニーに対して使用、再許諾することを許諾した原権利者(以下「原権利者」とします)に帰属するものとし、使用者は本ソフトウェアおよびその関連書類に関して、本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。

第5条(責任)

- 本ソフトウェアおよび関連書類に関して使用者または第三者に生じた損害について、ソニーが負うべき責任の範囲は、使用者が本製品の購入にあたって支払った金額を上限とします。ただし、かかる損害の発生が当社の故意または重大な過失に起因する場合はこの限りではありません。

- ソニーは、使用者により同梱のAIBO用メモリースティック上に記録、保存されたデータ等の消失については、それがいかなる理由に基づく場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第6条(保証)

- ソニーは、使用者による本ソフトウェアの受領後90日間、以下の通り保証を行います。
(1) 本ソフトウェアが記録されているAIBO用メモリースティックに、ソニーによる製造上の原因による瑕疵が発見された場合、ソニーは良品の代替AIBO用メモリースティックを無償にて使用者に提供するものとします。

- 前号に述べるサービスは、使用者が、本製品に付属する取扱説明書に記載する連絡先にご連絡の上、別途弊社によりご案内致します宛先に、上記瑕疵の内容をお書き添えのうえ、本製品をお求め頂いた際の領収書等の使用者による本ソフトウェアの受領日が確認できる書類、及び瑕疵が発見されたAIBO用メモリースティックを、上記期間内に送付頂いた場合にのみ提供されるものとします。尚、送付にかかる費用は、使用者が負担するものとします。

- ソニーは本ソフトウェア、本ソフトウェアが記録されているAIBO用メモリースティック、関連書類その他同梱される全ての製品について、本条に定められている他の一切の保証を致しません。

第7条(第三者に対する責任)

使用者が本ソフトウェアを使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争を生じたときは、使用者自身が自らの費用で解決するものとし、ソニー及び原権利者に一切の迷惑をかけないものとします。

第8条(契約の解除)

- ソニーは、使用者が本契約の条項に違反した場合、直ちに本契約を解除し、併せてそれに伴って被った損害の賠償を使用者に対し請求することができるものとします。
- 第5条、第7条、第9条及び第10条の規定は前項に基づく契約の解除後も有効に存続するものとします。

第9条(本ソフトウェアの廃棄)

前条の規定により本契約が終了した場合、使用者は契約の終了した日から遅滞なく本ソフトウェアおよびその複製物を廃棄するものとし、その旨を証明する文書をソニーに差し入れるものとします。

第10条(その他)

- 本契約に定めなき事項もしくは本契約の解釈に疑義を生じた場合は、ソニーと使用者は誠意をもって協議し、解決するものとします。
- 協議により解決できない場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上